

# 審査請求書

平成 28 年 11 月 22 日

環境大臣 殿

審査請求人  
The Informed-Public Project 代表  
河村 雅美

次のとおり審査請求をします。

- 1 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所  
氏名（名称）：The Informed-Public Project 代表  
河村 雅美  
住所
- 2 審査請求に係る処分  
環境大臣の平成 28 年 9 月 9 日付けの審査請求人に対する行政文書不開示決定処分  
(環水大総発第 1609093 号)
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日  
平成 28 年 9 月 15 日
- 4 審査請求の趣旨  
「2 に記載の処分を取り消す。」との裁決を求める。
- 5 審査請求の理由  
・本開示請求では、「(ア) TENTATIVE LIST SUBMISSION FORMAT (暫定一覧表記載申請書)」「(イ) TENTATIVE LIST SUBMISSION FORMAT (暫定一覧表記載申請書再提出版)」が行政文書として開示されたが、「上記以外の環境省と国際自然保護連合及びユネスコ間で交わした文書については、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがあり、法第 5 条第 3 号に該当するため、不開示としました」とされた。不開示文書は、存在する文書名が挙げられていないため、文書の存在の裏付けとなるものが示されておらず、どのような文書が何件存在し、環境省が上記国際機関といかなるやりとりをしているのかが把握できない開示の仕方は、情報開示として問題であると考え。また、「信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれ」の「おそれ」についても具体的でない。

・不開示部分の決定は、国際自然保護連合やユネスコと協議してなされたものなのかも上記不開示の理由からでは不明である。他国がどの国を指すかも明記されていない。両機関に確認せずに環境省の判断のみで、不開示を決定していないかどうか確認できない。

・世界自然遺産登録の条件である国際環境省と両機関とのやりとりは、世界自然遺産登録のために、環境省が世界自然遺産手続きにおいて、両機関へ正確な情報提供をしているかの説明責任があると考ええる。

特に

・世界自然遺産の制度は「世界遺産の保護と適切な利用を責任をもって進めるために、地域住民や市民などのステークホルダーの計画策定時からの継続的な関与が必要」と UNESCO のガイドライン (UNESCO, *The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention*, 2015) にも記されており、市民からの情報開示請求にこのような不開示の方法で応えることは、同制度の主旨にそぐわない。

## 6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規程により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。」との教示があった。